# さんそ学習館ケイオス 施設利用規則

## <u>第1条 (目的)</u>

この規則は、さんそ学習館ケイオス(以下「当館)」)の利用に関する必要な事項を定めるものである。

#### 第2条 (開館時間)

当館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。

#### 第3条 (休館日)

当館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、休館日に開館 し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 水曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) お盆期間、年末年始(毎年1月1日までに当館ホームページに掲載する)

## 第4条 (利用料)

当館の利用は無料とする。

### 第5条 (利用の許可)

当館を利用する場合、原則として事前の連絡は必要としない。ただし、次の各号のいずれかに 該当するときは、事前連絡をし、あらかじめ許可を受けなければならない。許可に係る事項を変 更しようとするときも、同様とする。

- (1) 利用者が、セミナー室や特別室を使って会議や催しを実施する場合。
- (2) 当社が主催する科学教室やセミナーをはじめとした各種イベントに参加する場合。

#### 第6条 (利用の制限)

次の各号のいずれかに該当するときは、第5条による許可をしない、又は退館を命ずるものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 長期間にわたる継続利用により他の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) 展示資料又は施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (5) 営利目的と認められるとき。ただし、営利を目的として利用する場合であっても、当館 の設置目的に合致し、館長が利用を認めた場合については、許可する場合もある。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当館の管理に支障があると認められるとき。

## 第7条 (利用者の義務)

利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理上必要な利用に関する情報を提供すること。
- (2) 利用の許可を受けた場所以外に立ち入らないこと。
- (3) 利用の許可を受けた設備以外の設備を使用しないこと。
- (4) 資料、展示品、施設及び設備等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (5) 許可を受けた場所以外で飲食しないこと。
- (6) 許可を受けた場所以外で火気を使用しないこと。
- (7) 館内及び敷地内で喫煙しないこと。
- (8) 館内に危険物や動物(身体障がい者補助犬を除く)を入館させないこと。
- (9) 未成年者の保護者及び引率者は、未成年者の行動に注意を払うこと。
- (10) 施設および設備の利用後は、原状に回復させること。
- (11) 職員の指示に従うこと。
- (12) その他、館長が必要と認める事項。

## 第8条 (賠償及び免責)

利用者は、故意又は過失により施設等を汚損し、損壊し、又は滅失したときは、それによって 生じた損害を賠償しなければならない。利用者が持ち込んだ機材、荷物等の盗難、紛失、破損等 のトラブル、利用者の不注意による怪我について、当館は責任を負わない。

附則

本規則は、2023年1月20日から施行する。